

世田谷区公報

目次

規 則

○世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(6)……………2

訓 令 甲

○世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(1)……………2

告 示

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(41)……………2
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(42)……………2
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(43)……………2
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(44)……………2
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(45)……………2
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(46)……………2
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(47)……………3
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(48)……………3
 ○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(49)……………3
 ○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(50)……………3
 ○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(51)……………3
 ○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の告示(52)……………3
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(53)……………3
 ○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(54)……………3
 ○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(55)……………3
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(56)……………3
 ○平成22年3月26日世田谷区告示第217号の一部を訂正する告示(57)……………4
 ○平成26年6月27日世田谷区告示第444号の一部を訂正する告示(58)……………4
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(59)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(60)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(61)……………4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(62)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(63)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(64)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(65)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示(66)……………4
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(67)……………5
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(68)……………5
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(69)……………5
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(70)……………5
 ○令和5年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(71)……………5
 ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(72)……………5
 ○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(73)……………5
 ○建築基準法に基づく道路位置指定の告示(74)……………5
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(75)……………5
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(76)……………5
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(77)……………5
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(78)……………6
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(79)……………6
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(80)……………6
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(81)……………6
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(82)……………6
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(83)……………6
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(84)……………6
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(85)……………6
 ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(86)……………6
 ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(87)……………7
 ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(88)……………7
 ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(89)……………7
 ○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(90)……………7

○世田谷区立玉川区民会館別館の供用中止の告示(91)……………7
 ○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(92)……………7
 ○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(93)……………7
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(94)……………7
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(95)……………7
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(96)……………7
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(97)……………7
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(98)……………7
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(99)……………8
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(100)……………8
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示(101)……………8
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(102)……………8
 ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(103)……………8
 ○都市計画法に基づく都市計画決定及び関係図書縦覧の告示(104)……………8
 ○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(105)……………8
 ○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図書縦覧の告示(106)……………8
 ○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(107)……………8
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108)……………9
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(109)……………9
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(110)……………9
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(111)……………9
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(112)……………9
 ○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(113)……………9
 ○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(114)……………9
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(115)……………9
 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(116)……………10
 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(117)……………10
 ○道路法に基づく特別区道路線の区

世田谷区公報

域変更及び供用開始の告示(118)……10

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(119)……10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(120)……10

公 告

○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告(3) ……10

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(4) ……10

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(5) ……10

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(6) ……11

○生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定解除の公告(7) ……11

○建築基準法に基づく公聴会開催の公告(8) ……11

告 示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(2)……11

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和5年2月28日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第6号

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「第55条第3項第1号若しくは第2号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の次に「、法第58条第2項」を加え、同項第7号中「第44条第1項第3号」の次に「、法第52条第6項第3号」を加え、同項第9号中「第58条」を「第58条第1項」に改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の第5条第1項第6号及び第7号の規定は、令和5年5月31日以後に行うこれらの号に掲げる手続に係る世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年12月世田谷区条例第51号)第2条第1号に規定する中高層建築物及び同条第2号に規定する特定建築物について適用する。

訓 令 甲

○世田谷区訓令甲第1号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
事 業 所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。
令和5年2月1日
世田谷区長 保坂展人
別表参与の項中「203,500円」を「200,000円」に改める。

告 示

○世田谷区告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
40-1
- 変更の区間
世田谷区喜多見八丁目2265番の内
- 変更の区域
延長 23.58メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 4.19平方メートル
- 供用開始の期日
令和5年2月1日

○世田谷区告示第42号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和5年2月1日
世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称
すずらんこどもサポートクラブ
- 事業所の所在地
東京都世田谷区尾山台二丁目32番10号アークファイブ尾山台2階
- 申請者の名称
合資会社すずらん子ども会
- 指定年月日
令和5年2月1日
- 障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス

○世田谷区告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月1日から、15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
(1) 28-1
(2) 40-1
- 変更の区間
(1) 世田谷区野毛二丁目323番8の内
(2) 世田谷区野毛二丁目323番8の内
- 変更の区域
(1) 延長 14.43メートル
幅員 0.07メートルから
0.17メートルまで
面積 1.85平方メートル
(2) 面積 1.24平方メートル
- 供用開始の期日
令和5年2月1日

○世田谷区告示第44号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日
世田谷区長 保坂展人

- 番号
42-Z131
- 区間
世田谷区上祖師谷六丁目831番1地先無番から842番3地先無番まで
- 廃止の期日
令和5年2月1日

○世田谷区告示第45号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日
世田谷区長 保坂展人

- 番号
(1) 42-Z133
(2) 42-Z134
- 区間
(1) 世田谷区上祖師谷六丁目831番1地先無番から831番19地先無番まで
(2) 世田谷区上祖師谷六丁目831番18地先無番から842番3地先無番まで
- 用途
(1) 区管理水路
(2) 区管理水路

○世田谷区告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋二丁目70番16の内から70番15の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.51メートル
幅員 0.14メートルから0.46メートルまで
面積 2.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月1日

◎世田谷区告示第47号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林五丁目663番12の内
- 3 変更の区域
延長 5.63メートル
幅員 0.58メートルから0.60メートルまで
面積 3.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月1日

◎世田谷区告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 36-5
(2) 33-61
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区赤堤五丁目484番2の内
(2) 世田谷区赤堤五丁目484番2の内
- 3 変更の区域
(1) 面積 1.10平方メートル
(2) 延長 1.76メートル
幅員 0.18メートル
面積 0.33平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月1日

◎世田谷区告示第49号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

り告示する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第50号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第51号

本則の表高齢福祉課事務補助員の項を次のように改める。

高齢福祉課事務補助員	月額	83,459円	16,691円	100,150円
------------	----	---------	---------	----------

◎世田谷区告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目21番15の内
- 3 変更の区域
延長 12.06メートル
幅員 0.38メートルから0.76メートルまで
面積 6.94平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月3日

◎世田谷区告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区若林三丁目214番11から214番10まで
- 3 供用開始の区域
延長 9.82メートル
幅員 1.63メートルから1.64メートルまで
面積 17.05平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月6日

◎世田谷区告示第55号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第52号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 40-1
(2) 28-1
- 2 供用開始の区間
(1) 世田谷区千歳台二丁目752番16の内
(2) 世田谷区千歳台二丁目752番16の内
- 3 供用開始の区域
(1) 面積 4.36平方メートル
(2) 延長 11.15メートル
幅員 1.00メートル
面積 11.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月7日

◎世田谷区告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜二丁目578番3の内
- 3 変更の区域
延長 14.29メートル
幅員 0.16メートルから0.17メートルまで
面積 2.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月7日

◎世田谷区告示第57号

平成22年3月26日世田谷区告示第217号の一部を次のように訂正する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人
告示中「28-1」を「40-1」に訂正する。

◎世田谷区告示第58号

平成26年6月27日世田谷区告示第444号の一部を次のように訂正する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人
告示中「(1) 28-1」を「(1) 40-1」に、「6.04メートルから6.30メートル」を「6.04メートルから6.30メートルまで」に訂正する。

◎世田谷区告示第59号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

- (1) 21-G034
- (2) 21-G035

2 廃止する起終点

- (1) 世田谷区梅丘三丁目1397番1
- (2) 世田谷区梅丘三丁目1397番11

3 廃止の期日

令和5年2月7日

◎世田谷区告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区松原一丁目119番3の内から119番15の内まで
- (2) 世田谷区松原一丁目119番3の内から119番15の内まで

3 変更の区域

- (1) 延長 18.83メートル
幅員 0.66メートル
面積 12.45平方メートル
- (2) 延長 14.05メートル
幅員 0.26メートル
面積 4.97平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年2月7日

◎世田谷区告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 36-5
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区羽根木二丁目1769番3の内
- (2) 世田谷区羽根木二丁目1769番3の内

3 変更の区域

- (1) 面積 2.12平方メートル
- (2) 延長 11.64メートル
幅員 0.51メートルから
0.66メートルまで

4 供用開始の期日

令和5年2月7日

◎世田谷区告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

37-28

2 変更の区間

世田谷区代沢三丁目196番2の内

3 変更の区域

- 延長 10.76メートル
- 幅員 0.04メートルから
0.08メートルまで
- 面積 0.71平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年2月7日

◎世田谷区告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区代沢二丁目112番11の内

3 変更の区域

- 延長 7.78メートル
- 幅員 0.63メートル
- 面積 4.94平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年2月7日

◎世田谷区告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区鎌田四丁目24番27の内

3 変更の区域

- 延長 8.77メートル
- 幅員 0.00メートルから
0.02メートルまで
- 面積 0.15平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年2月10日

◎世田谷区告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区宇奈根二丁目183番1の内

3 変更の区域

- 延長 4.09メートル
- 幅員 0.61メートルから
0.62メートルまで
- 面積 2.53平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年2月10日

◎世田谷区告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 40-1
- (2) 40-1

2 変更により廃止する区間

- (1) 世田谷区成城六丁目309番2の内
- (2) 世田谷区成城六丁目309番2の内

3 変更により廃止する区域

- (1) 延長 43.21メートル
幅員 5.00メートル
面積 216.09平方メートル
- (2) 延長 74.14メートル
幅員 1.31メートルから
3.72メートルまで
面積 244.67平方メートル

4 供用廃止の期日
令和5年2月10日

◎世田谷区告示第67号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年2月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 40-1
(2) 40-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区成城六丁目309番2の内
(2) 世田谷区成城六丁目309番2の内

3 変更の区域
(1) 延長 43.24メートル
幅員 5.00メートル
面積 216.26平方メートル
(2) 延長 74.15メートル
幅員 1.31メートルから
3.72メートルまで
面積 244.70平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年2月10日

◎世田谷区告示第68号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年2月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
32-8

2 変更の区間
世田谷区松原一丁目138番47の内から138番40の内まで

3 変更の区域
延長 7.39メートル
幅員 0.15メートル
面積 1.15平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年2月10日

◎世田谷区告示第69号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年2月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1135番15の内

3 変更の区域
延長 2.67メートル
幅員 0.61メートルから

0.62メートルまで
面積 1.65平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年2月10日

◎世田谷区告示第70号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年2月10日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
31-G080

2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区弦巻二丁目106番16
(新)世田谷区弦巻二丁目106番16

3 廃止の期日
令和5年2月10日

◎世田谷区告示第71号
令和5年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。
令和5年2月10日
世田谷区長 保坂展人
記

1 招集する年月日
令和5年2月20日(月)午後1時

2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第72号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
令和5年2月10日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
リハビリデイサービス nagomi 桜台店

2 事業所の所在地
東京都練馬区桜台四丁目21番1号

3 事業者の名称
株式会社 nCS

4 指定年月日
令和4年11月2日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第73号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和5年2月13日
世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号
第2908号

2 指定変更年月日
令和5年2月10日

3 指定変更の位置
世田谷区宮坂三丁目2267番11の一部

4 道路の幅員
4.00メートル

5 道路の延長 0.80メートル
6 申請者氏名 鈴木 和子

◎世田谷区告示第74号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和5年2月13日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
第2909号

2 指定年月日
令和5年2月10日

3 指定の位置
世田谷区赤堤三丁目274番13の一部

4 道路の幅員
4.00メートル

5 道路の延長
21.21メートル

6 申請者氏名
株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介

◎世田谷区告示第75号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年2月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
38-35

2 変更の区間
世田谷区駒沢三丁目127番24の内

3 変更の区域
延長 7.09メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 1.27平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第76号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年2月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-1

2 変更の区間
世田谷区大蔵六丁目41番3の内

3 変更の区域
延長 11.08メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.02平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第77号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢三丁目1044番24の内から1044番41の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.18メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南鳥山三丁目868番14の内
- 3 変更の区域
延長 8.10メートル
幅員 0.12メートルから0.57メートルまで
面積 2.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目874番20の内から874番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 5.67メートル
幅員 0.15メートルから0.16メートルまで
面積 0.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区

域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目874番20の内
- 3 変更の区域
延長 0.10メートル
幅員 0.16メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢三丁目522番7の内から516番24の内まで
(2) 世田谷区北沢三丁目523番31の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 21.50メートル
幅員 0.38メートルから0.41メートルまで
面積 8.50平方メートル
(2) 延長 1.27メートル
幅員 0.44メートル
面積 0.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第82号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する、

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D214-07
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目522番9の内
- 3 変更の区域
延長 1.35メートル
幅員 0.41メートル
面積 0.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第83号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D214-08
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目522番9の内
- 3 変更の区域
延長 1.00メートル
幅員 0.41メートル
面積 0.41平方メートル

◎世田谷区告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区南鳥山三丁目1056番5の内
- 3 変更の区域
延長 5.95メートル
幅員 0.07メートルから0.15メートルまで
面積 0.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月13日

◎世田谷区告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
41-21
- 2 変更の区間
世田谷区深沢三丁目6番448の内
- 3 変更の区域
延長 9.83メートル
幅員 0.00メートルから0.02メートルまで
面積 0.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月15日

◎世田谷区告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年2月15日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	あいがあるデイサービスセンター
2 事業所の所在地	東京都目黒区平町二丁目22番8号
3 事業者の名称	りんご株式会社
4 廃止届受理年月日	令和5年1月31日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第87号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年2月15日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	大岡山運動教室
2 事業所の所在地	東京都目黒区大岡山一丁目4番3号ロイヤルコート大岡山1階
3 事業者の名称	有限会社菜の花
4 廃止届受理年月日	令和5年1月31日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第88号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年2月15日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	ファミリーケア心の家上池台
2 事業所の所在地	東京都大田区上池台五丁目27番8号
3 事業者の名称	株式会社ライトサンズグループ
4 廃止届受理年月日	令和5年2月2日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第89号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年2月15日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	リハフロ和泉多摩川
2 事業所の所在地	東京都狛江市東和泉三丁目8番7号

3 事業者の名称	リハフロンティア株式会社
4 廃止届受理年月日	令和5年1月23日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第90号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和5年2月16日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第91号
次の世田谷区立区民会館は、令和5年10月1日から令和6年6月31日までの期間、その供用を中止する。

令和5年2月16日
世田谷区長 保坂展人

1 名称	世田谷区立玉川区民会館別館
2 位置	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1-102号

◎世田谷区告示第92号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年2月17日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第93号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年2月17日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第94号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号	34-G093
2 廃止する起終点	世田谷区野毛二丁目248番地先無番から131番4地先無番まで
3 廃止の期日	令和5年2月20日

◎世田谷区告示第95号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区船橋一丁目308番11の内
3 変更の区域	延長 22.95メートル 幅員 0.005メートルから0.006メートルまで 面積 0.72平方メートル
4 供用開始の期日	令和5年2月21日

◎世田谷区告示第96号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月22日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区豪徳寺一丁目2065番18の内
3 変更の区域	延長 9.94メートル 幅員 0.73メートルから0.74メートルまで 面積 7.32平方メートル
4 供用開始の期日	令和5年2月22日

◎世田谷区告示第97号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月22日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区豪徳寺一丁目2065番18の内
3 変更の区域	延長 0.10メートル 幅員 0.73メートル 面積 0.07平方メートル

◎世田谷区告示第98号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
 令和5年2月22日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目752番23の内
- 3 変更の区域
延長 16.10メートル
幅員 0.62メートルから
0.83メートルまで
面積 10.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月22日

◎世田谷区告示第99号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G081
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂四丁目488番42の内から488番46の内まで
- 3 変更の区域
延長 15.25メートル
幅員 0.63メートルから
0.82メートルまで
面積 10.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月24日

◎世田谷区告示第100号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目646番1の内
- 3 変更の区域
延長 28.29メートル
幅員 1.21メートルから
1.27メートルまで
面積 35.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月24日

◎世田谷区告示第101号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和5年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G100
- 2 供用開始の区間
世田谷区上北沢五丁目1284番4の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.19メートル
幅員 1.29メートル
面積 0.24平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月24日

◎世田谷区告示第102号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 22-G096
(2) 22-G100
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区上北沢五丁目1284番7の内
(2) 世田谷区上北沢五丁目1284番8
- 3 変更の区域
(1) 延長 10.83メートル
幅員 0.60メートルから
0.72メートルまで
面積 7.05平方メートル
(2) 延長 11.13メートル
幅員 1.30メートルから
1.39メートルまで
面積 15.04平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月24日

◎世田谷区告示第103号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。
 令和5年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイホームくつろぎ
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区南鳥山四丁目28番3号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人古木会
- 4 廃止届受理年月日
令和5年2月20日

5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第104号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年2月27日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画祖師谷二丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
世田谷区祖師谷二丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第105号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年2月27日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画一団地の住宅施設祖師ヶ谷住宅一団地の住宅施設
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区祖師谷二丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第106号
 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第11条第1項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年2月27日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
祖師谷二丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区祖師谷二丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第107号
 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第24条第1項の規定に

より、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称
祖師谷二丁目地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域
世田谷区祖師谷二丁目地内
- 3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称
祖師谷二丁目地区地区街づくり計画
- 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第2号及び第4号に掲げる建築行為等
- 5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期
令和5年3月29日

◎世田谷区告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢二丁目974番2の内
- 3 変更の区域
延長 22.03メートル
幅員 0.15メートルから
0.21メートルまで
面積 4.02平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月27日

◎世田谷区告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区玉川四丁目1554番2の内から1555番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.91メートル
幅員 0.38メートルから
0.56メートルまで
面積 6.13平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和5年2月27日

◎世田谷区告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目3番13の内
- 3 変更の区域
延長 5.86メートル
幅員 0.69メートルから
0.78メートルまで
面積 4.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月27日

◎世田谷区告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-16
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目854番225
- 3 変更の区域
延長 14.67メートル
幅員 0.75メートル
面積 11.05平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月27日

◎世田谷区告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山四丁目599番36
- 3 変更の区域
延長 3.48メートル
幅員 0.25メートルから
0.26メートルまで
面積 0.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月27日

◎世田谷区告示第113号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第

42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第193号
- 2 指定取消年月日
令和5年2月24日
- 3 指定取消する道路の種別
道路法(昭和27年法律第180号)による道路
- 4 道路の区域
世田谷区野沢二丁目72番60から上馬一丁目589番4の一部まで
- 5 道路の幅員
7.51メートルから
7.60メートルまで
- 6 道路の延長
1.82メートル

◎世田谷区告示第114号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第194号
- 2 指定取消年月日
令和5年2月24日
- 3 指定取消する道路の種別
道路法(昭和27年法律第180号)による道路
- 4 道路の区域
世田谷区野沢二丁目72番62から上馬一丁目590番12の一部まで
- 5 道路の幅員
7.40メートルから
7.60メートルまで
- 6 道路の延長
15.37メートル

◎世田谷区告示第115号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

世田谷区公報

この関係図面は、令和5年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D507-04
- 2 変更の区間
世田谷区北沢一丁目401番54の内
- 3 変更の区域
延長 6.36メートル
幅員 0.59メートルから
0.69メートルまで
面積 3.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月28日

◎世田谷区告示第116号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D350-10
- 2 変更の区間
世田谷区荻巻二丁目137番23の内から137番6の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.59メートル
幅員 0.14メートルから
0.20メートルまで
面積 2.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月28日

◎世田谷区告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区千歳台二丁目851番10の内
(2) 世田谷区千歳台二丁目851番10の内から851番100の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 9.15メートル
幅員 0.47メートルから
0.53メートルまで
面積 6.30平方メートル
(2) 延長 13.06メートル
幅員 0.62メートル
面積 8.17平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和5年2月28日

◎世田谷区告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原一丁目50番42の内
(2) 世田谷区松原一丁目50番42の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 8.09メートル
幅員 0.68メートルから
0.73メートルまで
面積 5.78平方メートル
(2) 延長 16.70メートル
幅員 0.62メートルから
0.98メートルまで
面積 14.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月28日

◎世田谷区告示第119号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D241-09
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢三丁目859番49の内
- 3 変更の区域
延長 9.07メートル
幅員 0.49メートルから
0.50メートルまで
面積 4.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年2月28日

◎世田谷区告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区代田三丁目789番15の内から789番19の内まで

- 3 変更の区域
延長 11.88メートル
幅員 0.31メートルから
0.63メートルまで
面積 5.85平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和5年2月28日

公 告

◎世田谷区公告第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年2月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号
令和5年1月23日付第R04認定0029号
- 2 一団地の区域（地名地番）
世田谷区北烏山二丁目1463番1他
- 3 建築物の名称
都営中高層住宅北烏山二丁目団地B棟工事
- 4 縦覧場所
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第4号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年2月2日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区宇奈根二丁目245番1 245番5 245番6 245番9 245番10 245番11	東京都狛江市和泉本町三丁目11番9号 株式会社あさひホーム 代表取締役 藤田利佐夫

◎世田谷区公告第5号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年2月2日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区	東京都渋谷区

<p>成城九丁目 895番30 895番38 895番39 895番49 904番3</p>	<p>初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 五十嵐 秀</p>	<p>告 示 (農)</p>	
<p>◎世田谷区公告第6号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和5年2月9日 世田谷区長 保坂展人</p>		<p>◎世田谷区農業委員会告示第2号 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第31回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和5年2月13日 世田谷区農業委員会会長 穴戸幸男</p>	
<p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>2 許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>1 開催日時 令和5年2月16日(木) 午後3時00分 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室 3 審議事項</p>	
<p>東京都世田谷区 北烏山八丁目 2092番12の一部 2092番13の一部</p>	<p>東京都千代田区 飯田橋三丁目13番1号 大和ハウス工業株式会社 支配人 更科 雅俊</p>	<p>(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について (3) 第3号議案 その他の事項について</p>	
<p>◎世田谷区公告第7号 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定による特定生産緑地の指定の解除をしたので、同条第2項において準用する同法第10条の2第4項の規定により、別紙のとおり公告する。 なお、関係図書は、世田谷区都市整備政策部都市計画課において公衆の縦覧に供する。 令和5年2月9日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>			
<p>◎世田谷区公告第8号 公開による意見の聴取の開催について 建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第7項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。 利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。 令和5年2月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 公聴会を行う日時 令和5年2月28日(火曜日)午後2時30分から 2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区砧一丁目11番3号 世田谷区立山野区民集会所第2会議室 3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため 別紙省略</p>			